

公取協相談窓口からのお知らせ

中古車を購入する際は、メーカー保証が継承できるか確認しましょう！！

「保証を継承できることを知らずに、高額な販売店保証を購入させられた」
等のトラブルが発生しています

当協議会の消費者相談室には、「メーカー保証を継承できることを知らずに、高額な販売店保証付の中古車を購入させられた。」「メーカー保証を継承することはできない、と嘘の説明を受けた。」等の苦情・相談が寄せられています。

相談事例・1

12万円の販売店の保証を付けて中古車を購入したが、納車後にエンジンの調子が悪くなったので保証で直そうとしたところ、販売店から、「保証対象外なので修理費用が30～40万円かかります」と言われた。納得できないのでディーラーに持ち込んだところ、「メーカー保証の継承手続きをすれば 部品代1万2000円で修理できます」と説明され、初めて中古車でもメーカー保証を引き継ぐことができることを知った。

商談のときに説明されていれば、12万円も出して販売店保証を付けることはなかった。販売店は、自社の保証を付けさせるために黙っていたのではないか。販売店に騙された。

相談事例・2

中古車（登録済未使用車）を購入する際、メーカー保証を継承することはできないと言われ、販売店の保証（9万円）を付けて購入した。後日、整備のためディーラーに入庫したところ、1.5万円程度の費用を払えばメーカー保証を継承することができることが分かった。

メーカー保証を継承することができるのであれば、高額な販売店保証は付けなかった。販売店保証をキャンセルすることはできないか。

中古車の保証には、「販売店保証」と「メーカー保証継承」の2種類があります。

● 「販売店保証」

1) 保証対象

- ▶ 保証の対象となる部位は販売店が独自に定めているため、販売店により異なります。広範囲に保証するものもありますが、中には、保証の対象となる部位や保証限度額が極端に制限されている場合もあるので、注意が必要です。
- ▶ メーカー系列ディーラーの保証の場合、消耗部品（バッテリー、タイヤなど）、油脂類（エンジンオイルなど）、ボディ内外装部品等を除くすべての部位が保証対象となるのが一般的です。

2) 保証期間等

- ▶ 保証期間・走行距離は、「1か月・1千キロ」、「3か月・5千キロ」等の短いものから、「1年～3年・走行距離無制限」(有料)等の長いものまで、販売店により異なります。
- ▶ メーカー系列ディーラーの保証の場合、「1年・走行距離無制限」が一般的です。有料で3年程度まで延長することができます。

●「メーカー保証継承」

メーカーが新車に対して付けた保証のことをメーカー保証といいます。保証期間や保証走行距離を満了せずに売買等により登録名義人が変わった場合、保証継承という形で次の名義人が残存期間等を引き継いで保証を受けられるというものです。

1) 保証対象

- ①一般保証 消耗部品(バッテリー、タイヤなど)、油脂類(エンジンオイルなど)等を除くほとんどの部品が保証対象となります。
- ②特別保証 エンジン機構や動力伝達機構等の重要な機能を果たす部品が保証対象となります。

2) 保証期間等

- ①一般保証 保証期間・走行距離は、3年または6万キロのいずれか早い方までとなります。
- ②特別保証 保証期間・走行距離は、5年または10万キロのいずれか早い方までとなります。

【保証を継承するための条件・手続き】

- ①条件
 - ・違法な改造及びメーカー純正以外の部品を使用していないこと
 - ・保証書があること(再発行を受けることが可能な場合もあります。)
- ②手続き
 - ・購入者の名義に変更後、系列ディーラーに車両を在庫し12か月点検相当の点検を受けること(有料 約1.5～3万円程度)

※ 保証継承の手続きは、中古車を購入した販売店に依頼すれば代行してもらえますが、代行してもらえない場合、購入後に自分で手続きをすることもできます。

消費者の皆さんへのアドバイス

消費者の皆さんは、中古車を購入する販売店からメーカー保証継承について説明がなかった場合は、まずは保証継承ができるか販売店に説明を求め、できる場合はメーカー保証の内容や残存期間・走行距離、保証継承するための費用等を勘案し、メーカー保証を継承するか販売店の保証を付けるか判断して下さい。

中古車を購入する際には、お気に入りの一台を選ぶことも大切ですが、万が一の故障に備え、保証を選ぶことも大切です。保証内容等について十分確認した上で購入して下さい。